

平成20年度 第5回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成20年9月29日(月) 午後2時開会
午後4時30分閉会

2 出席者(五十音順)

- (1) 審議会委員
- | |
|------|
| 加藤幸枝 |
| 亀山章 |
| 杉山恵美 |
| 竹内章 |
| 田中友章 |
| 田村晴子 |
| 中根勝士 |
| 横山貫治 |

3 議事日程

- 日程第1 第4回景観審議会の会議録について
日程第2 府中市景観ガイドライン(屋外広告物編)(案)について
日程第3 仮称 ラウンドワン府中店新築計画について
日程第4 その他

4 議事

(1) 日程第1について

【審議結果】 確認を行った。

審議会意見

- ア 会議録の中に「～が望まれる」という表現があるが、この表現を改める必要がある。

(2) 日程第2について

【審議結果】 答申とした。

審議会意見

- ア 東京都屋外広告物条例に合わせ、「壁面袖看板」という表現を、「突出広告物」という表現に改めた。

イ P12からの「9. 種類別指針」について

- ・ 文末に「～しましょう」という表現があるが、「～すること」または「～に心掛ける」という表現に改める。
- ・ 色彩の指針の中で「地色を壁面と同色」という表現があるが、地色を壁面と同色にする根拠がわからない。

- ・ 色彩の指針の中で「彩度を6以下とする」という表現があるが、彩度を6以下とするのは、規制が厳し過ぎるので、表示面積による規制や、地色と表示色を反転させるなどの指針に改めた方が有効的である。
- ・ 「(2) 壁面広告物」の表題を「(2) 壁面広告物または窓の外側を利用した広告物」に改めた方が良い。
- ウ P15の「素材に配慮してデザインした突出広告物の例」の写真は、あまり好ましくないので、差し替えるべきである。
- エ P29の「11. 色彩計画の配慮事項 オ 背景で選ぶ色彩」のイメージ写真について、表現が誤っているので、修正する。
- オ 「景観広告」という表現は、あまり一般では馴染んではないが、先進市で使用されているため、その観点から本ガイドライン案においても使用している。
- カ 色彩ガイドラインのように、本ガイドラインも、対象外のものにおいても、配慮してもらえよう表現に改めた方が良い。
- キ バナー広告において、一年中設置したままで色褪せているものがあるので、祭事やイベントなど一時的に設置するもの以外は、なるべく設置しないよう規制した方が良いのではないか。
- ク P3の「3. 対象となる屋外広告物」で示されている壁面広告物のイラストは窓面の外側を利用したものを示しているが、わかりづらいので、典型的な屋外広告物のイラストへ修正する必要がある。

(3) 日程第3について

【審議結果】 今後、専門部会で審議することとなった。

審議会意見

- ア 当該地は、景観計画で定めている一般地域（幹線道路沿道）に該当している。計画建物は周辺の建物より突出しているが、景観計画の「景観形成基準」の「周辺建築物群のスカイラインとの調和」について、どういう扱いにするのか。
- イ 当該地の現況写真であるが、周辺の建築物との関係がわかるような、写真を提出して欲しい。
- ウ 景観上配慮した建物として欲しい。
- エ 建物上部の工作物に対する景観計画の取り扱いの考え方を明確にする。
- オ 工作物の部分は建築物の規定には及ばないが、景観計画において、この工作物の扱いは、どのような考え方で望むべきであるか検討する必要がある。
- カ 建物外部の自立サインは、ポーリングのピンサインを含めて広告物になるのか。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

龜山

章

委 員 (田中委員)

田中

友章